

平戸市ふれあいバス遠隔運行管理業務仕様書

1 業務名

平戸市ふれあいバス遠隔運行管理業務

2 業務期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

3 目的

本市は、平成14年度より市中南部地区の支線において、一般貸切旅客自動車運送事業者へ補助を行う形で、市ふれあいバスの運行を開始。その後、平成27年度に道路運送法78条2号の許可を受け、自家用有償運送事業を開始するとともに、民間バス事業者への補助から運行委託へ転換（市直営化）。また、令和2年10月に民間路線バスの路線廃止を受け、同路線を代替する「紐差-宮の浦線」の運行を開始し現在に至る。

平成27年度以降、運行管理業務及び整備管理業務を内包した形態により、市内2事業者へ運行業務の委託を行っているが、路線増加により運行業務における民間事業者の負担が増大している状況にある（委託当初は7時台始発、18時台最終であった系統が、現在は5時台始発、21時台最終）。

一方で、令和4年10月の道路運送法施行規則等の改正により、「運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認およびその記録」など、運行管理の責任者の業務が拡大している背景がある。

それらの現状および運行管理の担当者（責任者や代行者含む）の確保が困難であることを勘案し、利用者にとって安全安心な市ふれあいバスの運行を図るため、遠隔による運行管理の導入を行うもの。

4 業務の内容

(1) 導入準備に関する業務

本業務を円滑に進めるため、現地調査、導入前打合せ、環境構築及びオペレーション体制の検討を行う。

※運行事業者と緊密な連携を図ること。

(2) 点呼の実施・記録に関する業務

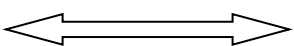
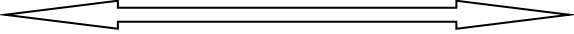
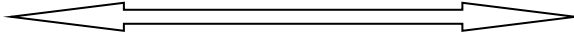
運転前後においてオンラインによる点呼を実施し、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認、運転者の疲労・健康状態の把握、安全運行の指導及び点呼記録簿の作成を行う。

※点呼については、別紙「平戸市ふれあいバス時刻表」及び「平戸市ふれあいバス運転手乗務シフト」を参照し、出庫（交代）時刻以前の点呼と入庫（交代）時刻以後の点呼を実施するものとする。

(3) 乗務結果記録簿、運転者台帳、苦情・事故処理記録簿等の作成に関する業務

(4) 適切なシフト作成（ドライバー配置）に関する業務

5 予定スケジュール（詳細は協議・提案による）

業務内容	R7. 8 月	10 月	R8. 3 月	9 月
(1) 導入準備				
(2) 点呼の実施・記録				
(3) 乗務結果記録簿の 作成等				
(4) ドライバースフト 作成				

6 提出成果品

・業務報告書・・・・・・・・・・・・・・1 部

電子データ一式

※電子媒体については，PDF及び加工可能なデータ（Word，Excel等）で作成したもの。

7 問合せ先

平戸市総務部総務課交通政策班

担当：近藤

TEL：0950－22－9101（直通）

FAX：0950－22－5178

E-mail：kotsu@city.hirado.lg.jp